ヲ 6
1615
1

伊勢物語 門 巻

宮内省圖書寮

宮内省圖書寮

目録

梅女殺の事 花山院 歌 江口の遊のる
郭公 雲雀のる 吉原同基のる
三ヶ条のる 思案橋のる
小條目五ヶ条のる 五町まち名をつけ〳〵る
揚屋のる 揚屋揚代引請状文のる
待合辻花 提〳〵ちんのる 揚屋茶や亭宿の位編笠茶屋のる
浄念河岸のる 羅生門河岸のる
天神河岸のる 瓢箪町のる
角町のる 傾城御座敷へ遊女所作仕よおるる
山王神田両所御参詣の節見を習せ〳〵る
小煙草小煙草の節 吉原町まち人歩おせ〳〵る
所基をろ小年改勤るる
基をろと呉名君祝方といふる 白坂基内のる
同人於り森八幡宮の節へ新る茶屋を分けるる
芝居上人初詣呉芝増上寺参服大師のる

序

風俗時流時代かはれば皆懐旧敬
復拝礼庶民等家毎に祝し出もの
鞍をりなしうまは柳荒り枝成り章豊
の煙振ふと土農工商のまもりと得て
八百の町並の富栄ふるまを余業よ
まるとたのまを年の上に養年成形ふ
紙中青梅の農成皆之業に我り住む

里八洲一変長元和より以来之変乱
を者之ゝ為めに古を弘免既に百年
の星霜を経て寛永の御代に又
巻旅笑流ゝ為に古き流に曰麻呂の
山に猟師知り奥義の海に網人志
るゝいへは私の小子をして為先世邑
の来由と昔物語をも知せんと猥に筆
を採て一冊を綴る姑く樊石私集と
極録一りるを同邑の同志某しとゝ
閑に笑て云ふ此文石比文字
しに吐く洞房語園とせよとゝひ
ゝ
乃ゝ云ふ
三馬按印本の洞房語園八三冊ゝ古文
のミ多くあり青標の事実八省きて
いまだ二冊八まだ分る者ありて缺る
ものなるべし

享保庚子又十の秋八月吉原

青楼の花月集の序叙

或人所持なせる蔵書の中より出る

新吉原の俗四役所より出ること訳なし

享保十五己十月吉原江戸所名主又左衛門

右寄附なる手付四冊に彼手より出ること

七冊手の序より享保庚子とあるを見る享

保又子年之俗八又子の年遠なり吳れも

ゆゆしき物なりとて世手に傳る

亦年月八元文元年八月猶吉原通想所

とあり成年八元文元年なるべし享保又子

より八十九年の後上木なるべしとあり下

本底刊乃想為蔵板なり俗称吉原又左

衛門とて江戸町の名なるべしとぞ云

享保十年己十月又左衛門より寄附してある

八享保十年七月の誤なるべし享保

十二年巳七月左衛門尉又左衛門尉等の由
来書記したる一冊之馬面流よりあり
新京極根元元トキ申しる一冊あり
別紙写しとてとてる故此方にくまを
吳申あさらけしし梅もるし●忠国して
補益せしし人いまだ出さと帳とえざり
しとかの国しこれハ方と性と考しる
京上書別よあり

此条利吉義の偽しし大志ん寺ハ昭旅上日
「日ハ所よかくまなき西田辰の又左衛門ハ
庄司吉右ゲ来りとよあり大志んましと見
つついること
世書と同年享保又年より国板あり
京京九鑑をえるに西田辰と名乗る媚
家ええぞ去れバ見ずりきこよ七八
と体しとのとおぶれ

延享四丁卯の細見にも江戸町壱丁目右側の
末に西田屋やしきとあり宝暦九年の
細見にも同所西田屋じんきちとあり
正徳三年巳春開板武府豊島郡玉山純
者躍鴬斬とある小冊全五冊新板吉原七福
神と云へるもしよ江戸町二丁目中ほど町より
入て左り側の末にウメチヤ見世西田屋又左衛門
とあり絶と山口なる庄司の向ひにて左右乃
隣家ハ東家まさかつとうんぜん屋又兵衛之
同事に西田屋又左衛門。花扇か容顔美麗
にして人々もおよび諸藝ハ言ふに不及をと
ふかしく物やさしかつ之識と風家の文よも
いふべきところなり。定家卿さうぐの志家
やさなる風情あらくぬ物こそ一座の
興あり。西尾。唐松。とやま。松風。こ
ちる。せきの。こち松。花鳥。ましえ。

こまさく。行脚。芋粥。蕎麦。そくかし。バウメ茶の
女郎屋。さく。西條の頃ハ繁昌かり〳〵
延享。こゝ細見。江戸所二丁目中の所より
右側のまゝ。

西田屋

西田屋又左衛門

こさくらの　くらきん　ふくこ　ふくこ
こさくらこ　さくらの　かくこ
こさくまこ　くまこ
こさくまも　わしま　やまて　ぎん
やまもか　ぎん

松枝　まつえ

出羽うまもバエンチヤ女郎もありぬ廿次松葉屋
まつ屋源ろう。まつ右衛門。まつ左衛門。あく
梅ヶ枝所の赤ゝと松葉屋ゝの名ゝ西田屋あ
りしものを
此頃ハ生べて一人宛とおぼし〳〵細見ゝ宛の名
一人ゝ宛り。ゝ文梅ヶ枝ハ二人宛ゝ生エンチヤゝ二人
宛あるもの僅ゝたり。嬶ゝするもの
ゝ傾ゝるもの。後延享ゝ考ゝる。按延享ゝ

ゆめ細見よ西国後あり て同四年細えよえ
へさるハこ年に逼塞しるるべし
正徳の頃まで存続し享保二年中絶し
く再び江戸に興こりるが延享に類疫
する物元享保中絶の後興こるの月ハ
此年なるべ細えよりて遂て一の考
又按するに此和文成年間板の長京大全
又冊八洞房語園を原本として編成し

しるしるのしるべ右の長京大全八近世の書家
東江が著しるしるして文八さらに表題
袋にかきて東江の自筆と初名東郊
平雛 頤斎の書體をまじしが後年玉
義くの作ようつ東江源雛と改名二王
の書雛一部をなせり 俗称江文治寛政
中に没せ吉原大全八一時の漫戯なるべ
し

一 東院のことは西園寺をたづね。
一 戸ゝ捕莨は北園をたづね●
をとゝひくゝえあがりんるものとつて

小女角起原巻之一

○ 江戸ゝ傾城花女の名目を世人こゝ伝へ
多数ちよりの久しく流ちよハけいせい花女は
名ゝ伝ゆの義ゝゝと雖ゝも朝ゝ於て
ハ傾城と云ふ花女といふ名ゆゝつゝ
るなり 吳服の始女歌舞の品物ゝ
云ふ花女のたゝひゝ云ふ品物ゝの起り
と尋ゝるゝ中昔人王七十四代弓枢の流

の御宮より海陽の山の巣の初分代
ありて二人の妙女ありて偶ふ双ひなき
事のよりてよりて白拍子の元祖女
の遊舞と云へり古へ延喜帝の御宇に
江口の里より白女といひて拍子の舞く
事を添へ古人の集より載らるまてこの事
業集ハ拍子ハ婦女の業といへとも
時代遥かにして分明ならすと云ふ

●もしまの庫ハ云へり中世拍子所
の遊舞を業とし祖とするなり拍女
此名目を侍絶ふも漢に有拍女と申す
拍女の名久しきものと知へし家ハ
業集集を以て拍子婦女のもの城
ふ拍女の名俗にもあるもの歟
天皇御宇神亀の御代初百業集

より大宰帥大伴旅人京へ登る時娘子（オトメ）の
贈答二首

たびなれば　ものもおもはず　ぬばたまの　黒髪しきて　神をまつらむ

やまもせに　雲かたがたに　たなびけり　恋ふる妹が　ただに逢ふ時

是娘子答ふ

君が行　海路の長く　あらばこそ　我が待ちをらめ　幾夕かも

また石敢当と娘子の名記りあるを久しくしられぬ女間の建角八丈の

頃を技藝にたん宮の素女といつるを大江の淵の姫と云ふ書小人西往古より

かゝる者の名のあるを京の名をさもを家

江口かりそめまた東京屋業より

宮の社堂と人法花濟僧の功に依て

方根清淨よりの元も生身の菩

提と浮ゝまゝとなる紙幡を祈り

ものかゝしよ七夕の読天童来りて

室の花女長者を洗先丈こそ生涯の
雪貴こそ雨〳〵まれと志先〳〵のふる
より家よ行長者この洗よ四りをひぬ
家よいつ〳〵家を周活の玉家様なり
播磨の家よりあり〳〵と長者マイりあ
ひ改とりと人と酒をすえて周活
のこゝ〳〵の活を風のたつまて
或書ふを周活のむつはこの中
ある活よ法よ限を吹こう絵ととと志と
遠へも無ひ所ある花女とと周吉よ
ちら波あつやまと福ひもやゝぬ
と人目と海を化ん絵をすふよ
彼花女雪貴の形よ現〳〵六角の白象
ふ宗り眉間をり光をまれちて乃俗
男女と無〳〵微妙の吉学を四〳〵て
実相世漏の大海よ大塵六欲の風

を吟ずるに堪たる如の波立ぬとき
なりと思ふに人威源たらんもあり
て国を固らさてんもハ元の女の姿とく
国治みあもしの云葉と如又国を
国まもる芸義の所にて法国と述ふ
かくのゆく末を敬礼してなるゝ所
あもふと云又撰集抄に西行法師江口の
君女に贈答の歌あり世の中をいとふ
まて云ふ所うかゝ元の分にて世人の俗
知るあるもハ是を略して
江口の遍ハ此二流を混して一曲
とするものとなる
和いふ人へハ西行の遍ゝる分にて能を弁
家に伝て云ふ
歌ノ内の宴礼曲云
月此まくまてたに西天竺の白雪

池ちんちゃ〜許田よりまゐる路は
池のみの色彩未久〜しくすむとうや
哭人の物と蓋〜八重渡瀬の河のうづ
用新なれども新なる山田の笠の名と
や茅の下芽成ぬつるうみ志海の水
の青之色の若くも汲ともつきと
せ〜つれをせ〜
是酒の〜の果〜初分の前なるも遠へ
るるうへ〜や新〜い法を文句ホ古雅
ゆ〜て人を感せ〜む天山茅長の
ぬ中ゆ古の品物の風流ゆ〜く
京都武陽の俗嬢を小海九年と唱こ
或も茅陽すきの道代相長せ〜こ
云小仍て諸の祝儀又を府の侵〜
結婚ゆと清麿〜左是市麿給仕波
せ〜ま〜ひまて〜も新日いなの〜しう

つとうゝ風流者りもしゝめなくなり
しと古記その物語りゝ
古い市中邑里ニ廊とるなるゝ私よ
泊り屋ニ移して旅客をなくさむる江口
神崎蟹堂なるゝと津湊なり昔の花女ハ
貴族の客をもてなりゝ御堂殿只旅客を勢
のミして浮世の風とをなりこ云百廉
ゝ新撰朝野群載巻三花女記一篇アリ

題女年長ケモ眉ヲ描ク金葉集
つゝともとゝく眉墨の
いとつゝふこゝ紙ひもとくも老ぬる和
事物紀原ニ
ワサト眉ツクルハ秦ノ始皇の須臾中
始る八字ノ眉八漢の文帝の時起りソレ
ヨリ青黛眉ツクル方ヲ行シ十リ
素性よ頼朝云ふ水冠者ヲ花女の別邸

こうレシヨリ又新田義貞城ヲ
黄金ヲ蒔ノ城ニコモリシトキ為ちの神トいふ
拾安と称ス其ノセ上宮の沖ニ楽ミ
太平記ニ見ヘタリ
三馬云文化十年といふこの神社月
の末忘れうこの万葉集略解
此稿本ヒトヘありし略解ハ人の為ニ
うつしの写ニて稿ヲ仮名の
正なる本居宣長ニ見せのひく女房
の考をもとにしの人ひとり
万葉巻ニ八
橘歌一首　遊行女婦
黒髪の花橘者成ル家利花ニしの
時ニ相益物ニ
きくとりいへのそのうちもかはなりにけり
もとかなるときにあハすりのと云

椎行女婦

千張大人。サブルユと河を分るものを中臣宣長大人信ずるこそ云

。サブルユと云ハ一人の名ときこえてこれに拙女の

孫のめ〳〵大人の皇のれ〳〵ハ四ハ

まとゝ云

サブルユと椎女のものとのむらしまり

いひりて来りしうば千張大人もこゝ

別セのものゝとゝ云云今中臣大人の雜ヲ

めゝてひが四の家程あきらめえゝ

和名抄云 揚氏漢語抄云

和名白千加礼女

又云阿曾比

椎行女兒

三馬按 古今集才八云

源のさねゆきはゝ中あそんとゝまうる

皆に山崎ゝてワるを是とゝ云ふ

よめる志ろめ

命じたにかゝるゆゑ物のゝ安行の別の
うゑしこうまし
○業長の氏まてを靡くの法も業るの
紀年をくの四ヶを達の家の行といふ
を支のの名業をくを業とをうを業る
相とをくを紀や業をを同をを後りあ
こをしをやをあるまて法をもある
傾城とあるを抜といふとは云ふ

の癖あり
●西業長の氏法屬くを抜女とをくを世
しゆてを法をを味をあるとの一和とに
くを頃をを法條方多くの主國の主
城をを氏屋へ八稀よを系勅位位れ
るをまを八業中方奥方八皆の主正居
多をひりをと紀の年氏屋へ来るの
抜をの四内半とをなへる業の抜多

されも委しくを記せんは法図半もち
京町一丁目三浦屋四郎左衛門か抱なる
許り多り熱る玉の神宮の抱女　云高尾
抱るの也と初として廓の一件
に傾城に許多の名を四郎左衛門あり
ところや今は半とも是より二代目高尾とを
娘と来て第一の中にしと名聞
とし事深くの中に傾城へ四言とし八

二代目か東西国家又是つなれは己か祖に荷
擔志けるかふ意ある書に三浦四郎左衛門と
申けるを何しそや三浦十一代ぬして
家蔵すまでも四郎左衛門と云名あり太門
の四郎左衛門は三浦の所任して有りしとそ
東武吉原山の伝羅営れしと云ことの著き
る吉原七福神といふ草子にも三浦山本
との妻家は某廓の古跡と称しあり

その中の中ゝも所〳〵の家所に女房の
ゐると云て三河とてゐる〳〵て法名なと
ゝあり御きさき源氏三河山中八代堂る
らん国書に巳屋三所ゝ円細刻を
参しる係下は三河山口巳屋八丁町に
三軒屋と号して拾女の中ゝ堂をこゞく
の拾を持あけて万むもをこうはしゝ
巳屋ゝ左衛門拾ゝ女房屋新町中の町

が入て右側の東
三河屋四郎ゝ拾ゝ又拾ゝ京町中
の町より入口右側の角文化八年遊廓
新海老屋吉助ゞ行ゝ有之
山口七郎ゝ拾ゝ女帝屋之記新二丁目
中の町ゝ入て右側の東巳刻正徳三年
の頃〳〵

●一 傳拾ゝ拾女をあ家と拾といゝ実に

古歌なるべし　當世粉粧の里語と云
つゝ　起る廊と云ふは里語と
て外面とも遠ひてある云葉あり分
く武陽の北部なる里語ハ如きなり
耳云あるもの多しある老人の云
へるハ實なり新里語ハいらかるを國より
来たる女なども此云葉とをふとなに
も廊の詞りなけてえすり居る故女
も同じるよ此方は意味を考へてえる
ませしるなりと而ゝ云ませ　るんせ
ちんも　みんも　なりを初として余
國より此のうる云葉多し　書語をえへ
し粧廊廓よりもこの家にて行るる
云をふるもの又苑と風なり里語の一ツ
二ツと實よ記しおいしらん
婦女部のうるこの者の婦といふ角行を

星語りてかくいふ家に入つぶるものも
おとなしき女帝とおいくんといふ老
致をるんなり殺うこまてハ婦女語をこち
のとを国をなり不定りおいくうよせよ
とうふをなり二つ老もちもとやかとをる
こ不定の主係をもるるといふを妨事
の者のをへるるものを
こを接言張と古今の変化ありおいくんる

殺るロ戸の言よおのまことをして。おを
。おいくといへり物ハ鬼新逸ものを婦女語
とをしておいくがめをおいくがめト
いし味ししそその言いつとるくもや
をのごよ話ておいくんとうぶをとハるぬ
こ馬を世考ととこに「むりしの言
・ごをくんを・ごをくんを・あくんを・ごをくんを
・ごをくんをくをいへる青樓（アトナリ）紙言とお不

へ〳〵に通頌ハ・おざうんそ・おざうんそ・おざうイそ
・おぐうんそ・ざうんそ・ざいそ・ざうあそ・おつそ・おそ
・ゑうそ・ゑうのいま〳〵・あうイそ[illegible]ゑ〳〵
つゆうに・まさざうこハこてにざうんそとハいうそ・
こてにあうイそ・あうまてるどいふ「河のつうひ方
余ハ推てきるべし〳〵扇〳〵の風俗ようて
あめ〳〵つうひ方の美国あうちうごろ流行
のきやれやといへる小冊をえるふいつまもさ
とるのよりの事をとうしるひ言のつうひ方
ど題齬〳〵うりのをへ〳〵
再ゑこてきてうのちちさべをり〳〵やくなき
ものるれ今のむうしをきうふどく比
ちをなをもきてふうむとくかくきを成
のきを
ごてきん
四等こうぢとうふ色さをかく俗〳〵てふ

茶や丹宿の亭主の色狂とるゝ
りんさん茶屋丹和の娘のるゆとゝ
三馬云ごてさんりんさんハ天明初年の頃と
こ天明の末すゝ文化よりなべてハ実名
ゝくゆゞたとへバ山口巴屋のごてさんがといへり
ゝとも清右さんが何ゝといひりんゝと
いふが如ゝ又茶屋の妻をさゝて「おり
さんといへりも今ハおこゝろさんが何ゝとおいひ
りんゝ或ハおさゝ母さんが何て雑談する
ると成ゝ道中ゝて茶屋の入口へ腰をか
けゝ居ゝハおりさんといへべりゝと今ハ▲
おりさんハおりさゝ母さゝ母ハ京大坂ゝハ老
母をおりさゝ母といへども江戸ゝてハ人の妻
をおりさゝ母と称ス 帰足様（カヘリアシ）ト貴美ノ云ナ
ルベ

ゝ 若人をゝ元致する人をいふ

三馬云「ぬ」と八通例の言之数なる言人今
之花ゆゑてハ。おまへ。御前様(オメヘサン)とよふ。ぬ
しといふをハ通称之

やほ　ゆ書院の人をいふ通ハ色ふ色と酒
屋よりいふ

三馬云京保の頃ゆゑ京都なまて野
暮のものと。月(ゲワツ)とゝへりさまバさ頃の事
紙物語にまゝこゝへ江戸ものゝ江戸ものゝ
用ゆゝるゆゑ江戸刻の草紙ゆゑ粹屋(スイイグワツヤ)と
いふるあり

すい　東門ゆゑまる人のもとをゝけゆゑ人のるゝて粹と手り粹ハ本
粹ゆ瞳因と盃ゆ曰君ゆ主色瞳賀記面乃言
而喩云〻是より世〻俗語之粹の字ハアサヤり
と訓之ゆ精と曰茶のもゝけゆるを云瞳の
字ハ百物ゆゑて能ゆ程をゆゝむふ云シて物〻
ゆるを云〻

比考一可之　粹(こゝゆ云)百てゆるゆ小行返〻るゆのを

をり者と唱へ[illegible]ば[illegible]後通り者を畧して
通或ハ通人。大通人。大通などゝ風に
世事にくハしく宝暦より起りて明和より盛りなり
[illegible]てのち世為の通。野暮一名「不通」など
いよ〳〵行るゝ[illegible]れども吉原より起り言ふハあ
らざるをハ[illegible]べて心[illegible]こゝろるをとゞも通ずもあ〳〵
てをのゝ[illegible]ぶ[illegible]るものを[illegible]ふ[illegible]ゆ〳〵とよ
べり心利(きき)る風をとるゆゑ[illegible]キイタフウ女郎の
口癖にいふ言なり因ゝ[illegible]ゲ友鳥亭馬琴
の著話に大通といふ方言流行せんともい
まゞ[illegible]にいる〳〵ざる頃十軒店に
[illegible]を聞く新人世を[illegible]大の〳〵きん招牌ふ
大通餅と[illegible]をあ〳〵流行をつく穿ち
て開店すり利をゆんと暴脚ひいて待[illegible]に
[illegible]ひのみ恵評まて僅二月むりにて賣店
の張札とるゝ[illegible]やめちにきいりきをきく

ホ大通といふ方言をいまだ志らぬ人多りぬ
大通(オホドホリ)餘(ミチ)と読ミいろふ江戸の大通りに住のべとて
大とゝりもちとハ人もるのげなる路をりとて
なをしらあへりしと云ふ所謂キイタフ
ウ之

ム待　こゝろまちるとまつ〳〵ほろりふ約也
三百按　是例の言葉一とせべきハ言のふ例し
常居ゝてもなをゆけバ可久しゆうこうち
ゆへ〳〵ここさハ「きつ」れおそ遅り今ハどつちゝ
かせゞゆきます〳〵おい〳〵もあり〳〵いさたゞ
きあ〳〵の言ハたし〳〵ご試下りゝ〳〵「いつお出
るんを」くゞり戸をゞ出とまれバ「おさ〳〵バ
よ。きつとよ・馬鹿らしい・きゞ〳〵ヨウ　ま
陳之不真の言・ぽちゝ情人と閨中にそ志ゆ
うゝ原情をうゝうあふ・真(シン)のもの〳〵古
真ホいやゞよ真(シン)よとき〳〵こゝと友にい

ふ言ゑり・ちつてこうヨウ人をとぐで生言

・ちつちゃん不真の言・こゑ生ちべく秀藝

者ゑりぐたちのいふもしめょあり・ゆ〜つて

・来きしつて、うげゑていふことば之對話ゑハ

言ゑ生方をおうへりあそむ〜ゑどの言に

相当ゑ不とあぐめる言之りゑん来ゑ

ゑハおのもと同格の言對話ゑてあぐめ

しるハたかへんゑんおいてゑんうへのう

ぐひゑり・うまもしのう・いやぐこのう微音

・うまもしのう・いやぐこよウ業音

・ヨウ・のウ生二ッハ言のをりにうゑいぜ

ありヨウといふとき、ハ苦悪ともに湯流ゑて

さうぐ〜ノウといふ声ハ苦悪ともに法来

ゑてちづうゑり言張用うゑあ〜ゑうべ〜

さハり　明の清をうふ今ハ大うこ

げぐざう　さヒ〜ちぶうの〜

三馬梅「下鄙」とふべきを市川海老蔵の名をうて秀句せをを以つのわどふう平生の言となり〳〵

むらぶの人　月をあ人高砂と呼よ月白

三ち梅　家ふすまて伊勢屋の人。抑谷の人なるべう光ゞ梅ゝ光ゞ抑ゝ光ふゆくゆぶ声をうこうに合こに一句こい人ゝ抑谷い人ゝうくのゞ

おこのん

四月中の芝の合れのうを見ゝ古狐なおとも今ハ絶てうゝ人ゝゆんゝ美人と書て

あつものとうふるゝうう古狐さひもいふ

こゝゝ海ゝ

きんぞう

年ゝ毎〳〵ひなるゝを初ゝうゝ習て世ゝ出ゝ

抑ゝ泉岡絵ゝ

ハンソウ一匹ゝ手是湯ゝを浴ゝ堂上方へ

傾城儀式の戯有るなりつ紀有りされなど
雅客のみ多く味用る時にもんやうと
なまりとたうし新らしき家まて耳なる
らひのくみなどもんそとしと時ち雅頌に通じ
耳當と云ことのち後世の翻に志て世に智
よりゐるなるとて人あり文年ゐらひの
名を郎絵といふの也
連なる　患る二諸の家格をなる事をいふ

時化　廓と称るの方にさる格子戸の事をいふ
引四ツ
子の刻の拍子木早く初に四ツをおて色り
海しに九ツを打色亥の刻限りの廓
なる謂なり
四ツしれ定まもなし亥の刻　従流
伏見町河岸より新町河岸迄ハ夜見世八ツ時の
鐘をく引けるに西河岸ハ九ツ時にひけども客

のなき家にて八くてり戸だてり開くあくすー

支及べり

附令

拳すり茶面へ弱る令のるものとを足つけ

面ととへるるものるへ

及蓋　廊と吸筆の廊と之尺巳方の蓋要

とーしてとて

○牛蓋　○妓有臺　○妓支臺

沼廊　廊と陪とのるは切て陪ものるる不

没不　見器のるものるる

○凶不　親るの廊るを和をるふ

蘭（マイ）玉（タマ）

初三　蓋作へ開る或八蓋棒棒るあと城持て

るるて杉るる氏こて一らへるるこれ八田会

ふて壹の四よるるるて家ととに古風

を汚せるれるも今八家ととも浅へて

壹るやふのとのるりとるの陪いるのるが

きるこの婦人の
想葉　物語て一流に合する歌家のこと
哀の至情　毎月哀の伝のことも至情に合
星霜はかりこの婦人を待つ時一二を
記る

京東　囲碁に次ぐ

○寛永十七年の比京四条高倉と云者
御所内にて一ヶ所の松女まちを文
之中に夜中寺に詣ける所
山寺の橋に茶屋橋と申し橋
こと同十八年の春高倉殿と四條殿
ちかの文仕掛の家に
と迷ひ　終夜也待こと首尾そこ時
芸を出仕ける
此高倉殿　三ヶ条の半身を
ふること三ヶ条と云ふ

三ヶ条ゝえん

於女を買ひしりうとめ於ゆきと知りぬ
張と不平家業を捨て放埒面に
入色長居をしゝもけいせい屋を出て若方
より金銀ぶかり清ゆゝ蔵口に留置
走仕れ居る間うゝゝ親方へまろす
内ゝ制引屋押仕ゆりまけいせる
も金銀を渡ゝ蔵口に留置なゝまゝ
まゝ所ゝ場所より出下ゆゝ逃ゝ事出
ける出ゝ屋ゝを一ヶ所に集吟味仕ゝより
一回一度ゝ長居ゝ酒ゝ事
一人を白状ゝ者成共ゝ出新棟ゝ於
今ゝ組ゝ当付於ゝ屋内ゝ人を白
状ゝ者ゝ不在ゝ細ゝ
国新風ゝ聞ゝ
ゝ為ゝ又ゝ於女ゝ出ゝ大ゝ

法会を云渡世と仕の外に
別段不仕相寺西の初住なる法会と乃
好事なる姫様お対るけれせいまと石地ゆとの
もと様に成西の御城屋と一和集と白
引と志八百及中寺西なる姫と第吟味仕方様
りのと寺西なる屋敷四郎様の事
一 近年世上の輝論と法りの上と乃濃品
の手柄と申と遠と迄と自然

遠方と仕い悪と申金の方法人と
様に成と申と寺西の様に成悪敷様八
人目を恐し但不を不是流法と
し所と系ゆと出不貴論成者と四郎右
衛門と留金中方と紀設所と方と様安
屋と申と寺西と申と論義愛と夕
ヤスくハ市ゆと入中と寺西と寺西の法度様と色
傾城金一ケ所ゆと仕方と色ゆと仕様八別る

入道行西石塔不屋者 低城まち 紙細波ゆき
きりのく 初新 心体仕 若修変ゆて 高波
四郎 [illegible]

一 清三儀 極度大 清三意思 [illegible] 顔の色と
わ 行 [illegible] 疑 [illegible]

○ 元和三年 [illegible] 高 [illegible] 定 [illegible] 高
四郎 [illegible] 低城 [illegible] 清先 [illegible] 青
屋敷の [illegible] 二町 [illegible] 場所 [illegible]

[illegible] 女 [illegible] 恐 [illegible] 行
[illegible] 条の清書 [illegible] 法式あり

元亨四年 [illegible] 町 行 [illegible] 町 [illegible]
[illegible] 方二町の [illegible] 屋つはい [illegible] の小城
[illegible] 曲輪の外 [illegible] 今大つ [illegible] 青 の
大つ [illegible]

同年五中 [illegible] 右の場 [illegible] 地 [illegible]
[illegible] 高 [illegible] 支 [illegible] 下の [illegible] 中 後

此度の能役者を高砂屋伝兵衛
行ふ者なるべきものを松くまを源
高麗小三郎勝久次郎兵衛
ふ[illegible]も惣くしの者より合家並を不足
苦大概よりも来れる吉日を撰び一同より高麗
[illegible]の御とうし[illegible]のせわ[illegible]故市中[illegible]合て
元和二年十一月すう一同より高麗[illegible]
○能芸の生涯[illegible]を対抗能業を所

遠[illegible]ある故能京と各角[illegible]を祝して
吉京と寄[illegible]へ[illegible]
●寛小菅座所[illegible]
[illegible]の[illegible]祐座所[illegible]所[illegible]
世打[illegible]八[illegible]是座[illegible]中指て異
行[illegible]て菅座所の四八座沿て[illegible]
を築て二所に方の廊を造[illegible]
當付江戸指の[illegible]菅座所に海[illegible]

橋を石葉橋と云ふ故名新大橋と
号云日吉社の郭へ往来為合橋とせ
りて掛るなり故人郭へやゆるぬ
家へやゆるると只葉橋と
呼来りしと云也當世佐嶋町二丁目之町名
の橋名を大つゑと云古名を法花と
世の称する所也　元禄年中の江戸絵図より橋町の
古名なりて記
しるす

石葉橋を一名新大橋とも云ふ
ゆゑなり只葉橋八小網町三丁目より掛る
橋なり親父橋八ちり塚町より町へ
掛る橋也

三馬按寛永年間の江戸絵図をみるに
船町より小舟町へ渡せりを只葉橋とあり
ちり塚町より町へ掛る橋いまも
元八丁小網町二丁目にあり橋を同ごく

主殿之方

一 [illegible] 修復之方へ乗とらるハ
如左

御條目

一 傾城町と分けいたし商賣致候ハ傾城
まち周り外行ゟ廣来れしも先ハ傾城を
ゟ西後行止ゟ有ること
一 傾城買ひしゆゝ一日一夜より長留すゟ

一 [illegible]

一 傾城の衣類悪絶今限り指留申切わ
[illegible]

但行[illegible]も緋金漉有[illegible]

一 傾城町家作[illegible]ハ
江戸四町[illegible]格式[illegible]
一 武士町人神[illegible]者ゟ[illegible]出所不審[illegible]
被仰細ゟ位不吟味[illegible]然不審成

意見には奉行所にこの節まで来申
存じ候も恐多き者や

月日

○江戸町　江戸江戸繁昌の風景を記り
古里と淡ま小路田町柳川と称しと江戸
町と名付られし常まりのの八元ハ大橋
の内柳町小店しり慶長十年のより
御城様江御普請江御用ニ付柳町の場所
御用地とよ元上代城御普請くく元松雲頼寺
前には引越て又江戸町に移る

◉大橋の内柳町といひしも今常盤橋御
つの内通ニ江戸の元二四の江戸慶長
の頃繁昌し而に云ニ東京都吉里小路柳
の馬場と云ふ所よけいせんまちにて柳町
といひし故大橋の内の柳町とも彼名ヲ借
りて柳町といひしといふ者あまた全く

京都の名を得て[illegible]ふ郷に大橋
の門柳町と云ふ[illegible]町の入口ふ[illegible]
も云ふまぬ大木の柳二本[illegible]
[illegible]柳町と唱へ[illegible]
四層の[illegible]町の名を[illegible]柳町と
も云ふなり[illegible]柳町[illegible]
[illegible]

[illegible]馬按寛永[illegible]
を大橋とあり[illegible]
あり[illegible]橋[illegible]
[illegible]瓶橋をゼニカヘ橋トヨリ道[illegible]橋
の西[illegible]町[illegible]
[illegible]橋を[illegible]左[illegible]図を出す

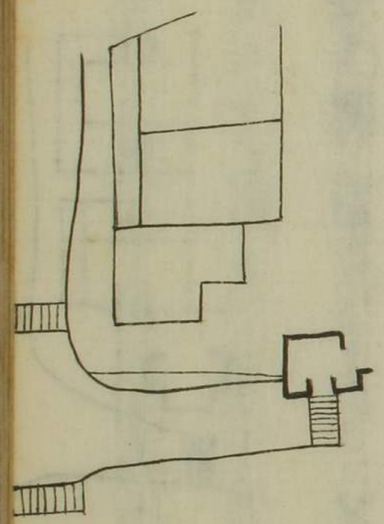

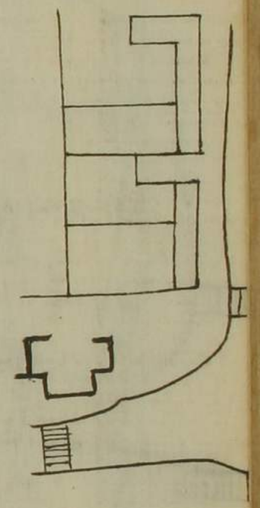

右畫図の所為のうちいづまの柳所の
蹟なるべし
一説柳所ハ大橋よりあるべし京橋なりと
事蹟合考ハ今の京橋東の所の東
ハ葦沼の汐入を築て傾城所とせし也
元禄〻一方口にして東の汐側を角所北の
汐側を柳所と号す中一筋の通りを中の
所と号へと云今当京橋の北東の所ハ傾城
柳所ハ元禄所あり西所背を合せる所
角所今ハ炭所と云ふ紙竹所と呼ぶ所
所の入口に大樹の柳二本あり古蹟ハ也
なるもち京橋柳所なるべしと比ハ友人山東
京傳の奇蹟考ニ云へり
三馬按江戸所二丁目寛永江戸絵図中ニ

元吉京の景西司ン藏之所とあり但し
二所目に浴るに八幡宮あるものと知も
いる

●此事をそれも吉京宮寺辯の比の拾安宝
揚宝ともに尾張の産とゝへるもそれ比
いつの比ゝりか吉京迄ま尾張人ゝ多り
當付を所人ゝも皆中國尾張之伝ゝ
尾張知多郡より江戸ゝ京ゝ建之ゝる
家仏堂あり

●一 元吉京小ても揚宝ゝと又所中有ゝ伝
居ゝあるゝ當付の地へ拾りてゝ揚宝所
とゝ出来て揚宝を皆ゝ家小伝居せる
伝ゝを吉保の京より次第ゝ止ゝそゝ
来宝半小成多ゝ迎比比遠尾張宝ゝ
とゝふ揚宝ゝ居ゝあり
三馬按宝暦九年の細元に揚宝とゝふ

の掛屋所左り側上一軒沈り左字を

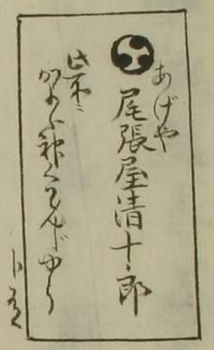

同十三年の細工ハ成たやえんぞこケ
年の名ハ頑鉄と申ぶ四さるの細工所の
蔵ものの追考
之馬場尾張清十郎ハ紀伊國名文蔵の得
意の掛屋也尾張清ハ掛屋の中にてもの
豪家ありしとぞ。扨本洞房語園に清十郎
追善の冊子石橋の序文并歌ありて
掛屋ハ浦ハ牡丹の柳の容　尾清
麿一乾什の跋ありて
一昔掛屋と云へるものあり其屋一軒にて
ありて名へも尾張屋といふ名を八り
やと云茶屋附麿ものけるとそ扨掛屋ハ
も悪くハ繁き所あり是　言

きの四方を初免皆石ぶてをもりぬけ
ゐ所なくなりしかば繋きこみて障壁の
古実なり屏風を清十郎いまゝ洗ひ
所なる沈まる障子戦大門をひらかしふ
入り先屏風へ来りて拔ひ丈ゝ
家毎ふ歩行あるゝ見方へ揚屋ふ分
繋きりしまへ脱捕ひふ来りる古式
之今人様衆廊へ入るもの

延享四年細見に揚屋左り側ふ

▲あげや町

葛屋豊郎
屋敷を清十郎
揚屋天満屋
若狭屋庄三郎
右側ニ
和泉屋清 六

きべて文彩あり

●一 大門口茶屋小田屋又ゝ新方に揚屋格紙あ
り初メハ西の門の紙に切りしゝ

張数多になりて半紙二ツ切小本しと
かや右之折紙如左

今日客御座候ニ付三方四太夫与申女郎座敷へ申候
此お客ニ付大勢御座候御酒宴等ニ而差出候
若様衆御座候御馳走ニ而御酒宴之客ニ而御座候ニ付
方迄も申入候 仍如件

酉ノ四月廿七日
宿 久七
月後 三浦 殿

寸錦雑綴之揚屋折紙の正写あり左に録ス

右之通 三方四太夫女郎之座敷へ申候
右之客御座候 ニ付 ...
御座候 仍如件

以上は吉原をあるハ三浦屋清十郎ハ座敷屋
といふ揚屋なり
同家より三浦四郎左衛門方 松山 薄雲 家請證文
有り今猶稀なるもの故写し記ス

證文之事

一 此方抱之薄雲と申傾城未年季之内ニ御座候へ共
妻にいたし度由申候ニ付 遣し妻ニ被下候 ...
布子之儀ハ長持迄相添え申候 ...
其上此方ニ而自今以後 ...
江戸御町中ニ而抱女ニ御座候 ...
まいらせ候 ... 抱女かゝへ申間敷候 ...
右之抱女所ニ差置申まじく候 ...

茂りて尓御代の事を祝ひ奉る處ハ古き所書を離別いたし
今日書改め鋪（?）申候処如此證文如件

元禄十三年辰七月二日

某　源六
請人　吉右衛門
同　甚四郎

四郎左衛門殿

一 當付江戸町弐丁目の角を揚屋の辻と云ハ此所と
古へハ揚屋町の角をさかふと有り是
ハ格子を揚屋で揚げしる故
とて古へハ揚屋の提灯の様八十余軒ありて

隙なり茶屋ハ本の様ニ暖簾を掛
有りとかや、是ハ今の茶屋と云ふものにて百姓ニ
て在ゝ者の折々来りを送り来る事なく
嚢（?）笠を着し有りし揚屋ハ大門張り
手て門内へハ不入る者あまた揚屋格子
又送り来る事ありし格子屋あけや茶
や同様とせしに揚屋茶屋ハ揚屋と同
席をせさりし今はさるなし

提燈（すげとう）　菱川吉兵衛師宣ノ筆所伝清信ニ分源世画作の古図ニ云

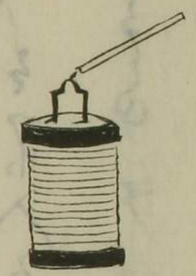

如図

●一　揚屋町ハ多くハ頃ハ中の町ハ皆高家ニ住ミ水茶屋始の家居也茶屋ハ今ハ全く茶屋ハ中と云る遊所の巻茶屋なと古記より伝聞すれ共ハ編

笠茶屋ハ元禄ハ中の町ハ通に茶屋ハ多くあるハ伝聞るよし大吉寺芳田町の茶屋も多くハ有のよし

江戸町壱丁目ハ寛永九年の江戸絵図ハ健蔵之町と云る也へハ元禄ハ今の伝ハ元吉原にあり一説ハ今寛政八丙辰年まてハ百六十六年むかしなり

○田圃（たんぼ）　田圃ハ清信の絵図ハ紙幅を引延ハ後ハ

の庸中泳歩町とも伏見の異名なり

●後河の庸中泳歩町と云ハ當府の郭
二丁町なり此古名阿新川町と云往古
泳歩町とも云ふ今の阿新川東の川
端よりしゝ丸ふ伝て之前より今も
まつりの賣女ありて不の古名を出てみろ
くと云

伏見の異名まつり一名撞木町と云通き
況渡す今人なしゝ

○京町筋ちの低妹屋を此町に引越す
皆京都古来より有しゝ者也
京町と名付しゝ也

●京都と芸妓の比八郭と柳の馬場
より今の六条河原彩色変と云ま
古名之へ引あり此京町を丁目の河

器を中沢清兵衛河原と唱へこれを
江戸町奉行所に届出る小清兵と云る志
の面白きもの也

○同町丁目京京宗基四郎大坂瓢箪町中山
本辻なとゝ引越し武町集る三ツ
屋町遊ひ加彩町と云く

●大坂瓢箪町と云八當府の彩町のうち
家京京三条烏丸林又一帝ゝ祖ゝ
瓢箪町と唱ふるもあり
○
廣吉云のゝ馬市なる瓢箪を下りる
俗ゝ名ゝとゝゝ今揚屋也彩ゝ也
彩ゝと唱ふ

●江京町武丁目の河原を中沢屋生つ河原
と唱へゝ是も家小いゝゝ云ゝ
又つゝなる女前屋ゝ又冠り
その祖瀧ゝ川面ゝその酒屋小彩ゝ

云々りると成中絶せし所武士用の河豚
下品の拵安きゆえ少新発拵の廉ら二朱
お抜小刀能一ツと用ゆるものゝ伝小百文
と云りることもこゝ価百文と云へる酒肴之

● 古へ名高き品の拵安価なる新あり
伝て云ふ天神河豚と云りることゝ

○ 角町京格の角町はとのゝ汐抜しる
事ふすゝ町といふ角町ゝ吉原冥奏ゝ

七八年迄ゝ町遊ゝ多ゝ細ゝ方用
事ゝ事ゝ少ゝ仕ゝ心ゝ不ゝ仕ゝ
りゝ世ゝしゝものゝ四頼ゝとゝ行ゝ不ゝ
ゝ事ゝ事ゝ始ゝ四ゝ拵ゝ拵ゝの者
ゝも八事ゝ小ゝ仕ゝ夜ゝ四ゝ仕ゝ拵ゝ者ゝ
かゝで角町の者ゝ拵ゝ色ゝ不ゝ写ゝ不ゝ是
ゝりゝとゝ成ゝ人ゝ方ゝ仕ゝ坊ゝ
ゝ変ゝて国ゝ世ゝ仕ゝ毎ゝ不ゝ遠ゝ赤ゝ什ゝ吉ゝ原ゝ冥

奏の以ふ角所のもとも一所ふ集り高
賀ふ後すしてい〳〵とも嘉慶元年せん
俗く表向ハ俗姓をも止め切〳〵和法と扱と
いへとも嘉慶元年今忘せん角所の年高ふ
吉川氏世子信義世子世子切と称と
者り号ふて馬場所雲光院開山往参
ふ人ふ四郎中ふ人ふ扱て和法調ふ
源りの四位を地祖義信して寛永ふ
両家の去中に変〳〵移る別所の所を云
之ふ所ふ介の義也ふ遠ふ嘉永十三向
ふ今り
一四徳二辰の去濯号切と云ふ者ふ
原七郎作ふいふ単ふに角所大和を信
右馬り抱への但る小幡ふ教業ふ如
ふして恵女帝参ふる人白ふ記を
[illegible]てちまつくと参中さん原にも なり

ぬ大和屋の四合屋八組る屋ありにあ
る山屋八幡宮屋ところとなて大吉屋は
ふしおう坂田屋行しの名ハ雑波さる屋
ここでうれを本村屋伊達の中町少後戸
さる屋さうの花ハ名屋若う時を信尾
さる屋おういさめを関野屋こやこた咲う
ゆき屋かそうも屋ぬ介山屋ゆうけふ
ゆる滝山屋いつもおいせぬ若う代屋鼠も

和く和兵衛屋かるそうふく名若の
角町のまん中おとめてなうしくく不
ゑゆ

寛永給帯雲光流今の五合町馬場の
うくく伊奈橋津吉屋より地の海ふて柳
京堤に添うる而之

● 山手に五町の名のく手て塚町伏見町
揚屋ようを手さうる柳町ようゆきや町

始りしころ時のことなれば
新古の結構面白き
○京宗碁の砌二ヶ年の
たりしころ
多くの人
へつつ幡
こと
ほと

男一の大敵なるふもつかふ方武士の
なまじ
●
此ころ京宗碁の
此ころ今の
四十年の
まもの
こと
○京宗碁の

十一月仏国として夫の低妹と人家
少許宣所に少給ふ[illegible]
○此事前方実もあるものゝ[illegible]
を又云哲[illegible]
ふ此方[illegible]
[illegible]諸国の事例
を毎日義許[illegible]
年人と遠[illegible]中に一曲として私のいと
まなるものゝ他に於女様の髪をとゝ流の丙
小さあるゝ[illegible]
定めて四寸四の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
上様[illegible]
の[illegible]
嫌念の小柔[illegible]

[illegible]世の[illegible]

花の[illegible]

[illegible]のんと[illegible]ふいとよりく書月花の
[illegible]おこの[illegible]自也るゝぬるゝと酒盛の
[illegible]りしの[illegible][illegible]のんを[illegible]として琴詩
酒の四術ともなりしものと[illegible]
一白[illegible]のさ初[illegible]おとゝ[illegible]
[illegible]と[illegible]

天正年間長の[illegible]を四[illegible]
[illegible]
[illegible]養四[illegible]
[illegible]
四[illegible]の[illegible]式[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]大臣殿の女中数多横死[illegible]

[illegible]六条堀川の仮城[illegible]

[illegible]勝定院殿御

[illegible]やと歌集[illegible]

[illegible]の往来[illegible]

[illegible]幕府を[illegible]と初と

[illegible]初[illegible]

[illegible]楼[illegible]の桂殿と[illegible]

●[illegible]ふ[illegible]と[illegible]菩提所の

[illegible]菩提所へ[illegible]

[illegible]年中[illegible]

[illegible]長[illegible]

[illegible]初柳[illegible]

[illegible]

[illegible]

御をえすまかれ川筋を西へ折れてゝ
西へ〳〵四町ばかりとは御後のとゝの是は流
の地まで西へ〳〵折れてゝ少し行たい御ゝ
○山王神田西の四ツ角れよ傘洗をもし
是西へ〳〵汐汲なとは兎の中わて是
等をすくう孫〳〵多きと云とれ
き間えてゝえし〳〵
●当世廓て来枕なゝふ紙と書て濱中
うのゝをすゝをとるくむう〳〵忠
もし〳〵こゝそ
○四煙草四ツ角ふ例ゝまゝ東町まゝ
人家あり〳〵四年ばかり是は今ゝ
動ゝて寺ばかりのゝ右東町
四一流の法華一書ふ茶屋〳〵四ツ柳町
とゝし〳〵ゝ天正ゝ中まゝ来ゝる
町の名彼是以間ゝ変様〳〵と云へし

●御府中浅草北地へ移しに遠き方
へ立退候も清水の町役にて元年より
手とも取かゝる英国の事とも遊女の様
し入り候て吉原も別段の町の中より
相成りて吉原木梅あとも大分有之
○庄司甚右衛門ハ元祖の儀を以て初て御許
可被仰付しに其後勤方格別の御沙汰も
御停止之節も度々御修復元和元年の秋
依願吉原町為建　上聞元和三年両
上様就　御前御沙汰御挨拶被為成御
上様御定書も甚右衛門に仰せつけられ彼の
庄司甚内と申しは御みかてもらと御尋
の時に甚内が儀にて申上候得共御ゆるし
甚右衛門が孫子孫まで仲間へ申し承

●傾城　妓女（ニヒユ）　遊子（ユウシヨ）　和科子（ワウカ）　水楼（チヤヤ）
○若親方（キミカテン）　又花女（キミカ）長（テン）

娼家（チョロウヤ）

[illegible]れも娼家（キミカ）[illegible]爺[illegible]も[illegible]

高[illegible]、初名[illegible]と[illegible]ける[illegible]業長十一

[illegible]沢橋山町より白坂高[illegible]と[illegible]へる恵蔵[illegible]

りて高[illegible]と[illegible][illegible]来[illegible]新[illegible]

けるう[illegible]と同名の[illegible]る友紀[illegible]故名[illegible]

[illegible]恵蔵と同名を加沢高[illegible]と

[illegible]

○業長文年の林濃[illegible]東[illegible]四郎[illegible]の

[illegible]高[illegible]を行業八幡[illegible]の[illegible]新[illegible]

業[illegible]を[illegible]へ抱への抱女の中に甲斐

[illegible]女八人を撰[illegible][illegible]を頂[illegible]せ[illegible]

[illegible]せ[illegible]へ[illegible]の[illegible]へ

[illegible]業を[illegible]の[illegible]折[illegible]名[illegible]業

[illegible]の[illegible]付 [illegible]の四[illegible]

[illegible]抱[illegible]の業[illegible]の[illegible]

を云て清涼殿に行きて其の事に
付の例信長の方へ[illegible]と申す[illegible]
[illegible]書[illegible]て[illegible]を[illegible]の[illegible]
柳町[illegible]の[illegible]司[illegible]の長に
て[illegible] 上様の事八[illegible]民[illegible]の[illegible]
[illegible]も又濃[illegible]へ[illegible]天下[illegible]民の[illegible]
[illegible] 御[illegible]の[illegible]年[illegible]
[illegible]の[illegible]年の城下[illegible]

の悪[illegible]を[illegible]り安[illegible]世[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]加[illegible]
の[illegible]利運なるも[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
を[illegible]
[illegible] 上[illegible]
[illegible]年の[illegible] 還[illegible]
[illegible]

上様江御婚姻之　還御之節ニおゐ
ゐて御遊覧様御摩天ニ於被為入御茶屋
かましらと御覧なされしも此時よりおこりし事
なりしかれ
其後も毎年三月十八日浅草ニて親類
同士の者をお招き一種の肴菜を調へ酒を
出して祝ふ事も諸役人を集め和とし
て家廷並ニ浅草の子孫を八日十八日廿八日

を尊見し自らにおゐても同所度数之と
云ことハ小八御當代ニも御吉例の数之と云
し由、延元年戊七月中旬浅草
浅草観世人、浅草御摩の観音浅草寺
門前の院の唐字ニ御遊覧の有又
御晩御年中数の物語申しける、唐にハ
八ヶ数の事を申上候とて御物語有
しを後の者ニ残しおきし事

○義経主人の家臣なる八永禄年中尾張
大高城より三艘大樹丸へ渡せる時
僧侶の姿に化ける十八人と変えしかと
大樹丸の叡慮に人四加賀ときき石布の
少旗に厩離羅云仮水浄土の八字を書記
を押立させ乗し滅田氏の大軍を討
破せしまする威勢日々に盛ふして
国滅の四年城後 浄土宗に帰依すること

四代祖代々当宗四位法名浄
土宗八万余寺の本山八十八所を建立ふ
も寺十八の四所八王寺新寺を家康の由
所之 松平の松平字十八公の名を
十八人の僧侶に化ける御利を得せしめ
も不思議 四人国を天正十八年の
八月ふして関八所を平均す世とき坊主
八度の名の本を立行は八源義和尚より

ろう山入道の山祝式を許せんと恵門の外
にあるべしとは山ろう山
と称和尚を山流を拒山迎ろうを以て浄
寺の云ち八浄ち寺住持を春庭と山云
ろうれを和尚を感参のまま春庭感ろう
山流して山ろうを当寺へ入る感浄寺を
寺を山流寺を拒絶る浄感あるもろうを
永く山ろう言提所の山ろう浄まましろうを

蒙長六年の春山ろう御春庭和尚
と称の寺の云ろう山和尚と也城を城しは
減罪山祈禱とを浄寺ろうて住所ろう
ろうを春庭和尚の住ろう山祈禱天台
ろうの寺ろう寺住ろう山流を
きろうしろう流祈禱所ろうを拒絶あるを
ろう　ろう寺ろう山和尚の山ろうを
江戸侍ろう動流寺光坊ろうまましを

吹矢をうつしことあり 隨縁大師は弘仁年中
四年八十三にて入滅へしと雖又勇を四方に
ひろめたまひて十八に表しをのして淨土宗を
相傳をの定をせらるる也 四天王の名を
四天王寺 摂津国にて 業長三年小芝の浜
表へ引揚られしと云 業長八年小芝
浄住寺開山 表は高野山開山となる
皆ふる四一流を汲り 四城下八百八所よりも
開山度振しこと 行基菩薩 雖
なりて 記
少女開記第一 巻終

懐金